

株式会社寿エンタープライズ
指定地域密着型通所介護及び指定第1号通所事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社寿エンタープライズが開設するデイサービスセンター北本（以下、「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護及び指定第1号通所事業の事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態、要支援状態及びそれに準ずる者に当たる利用者（以下、「要介護者等」という。）に対し、適正な指定地域密着型通所介護及び指定第1号通所事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 事業は、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、日常生活上の必要な世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持、利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものとする。

3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び地域包括支援センター及びその他の居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス事業者及び福祉サービス事業者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称、所在地、事業単位及び定員は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 デイサービスセンター北本
- (2) 所 在 地 北本市緑三丁目16番地
- (3) 事業単位 1単位
- (4) 定 員 18人

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため、必要な指揮命令を行う。
- (2) 生活相談員 2人以上
生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整を行う。
- (3) 看護職員 2人以上
看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。また、介護職員として配置される場合がある。
- (4) 介護職員 2人以上
介護職員は、利用者の入浴、食事等の介助及び援助を行う。
- (5) 機能訓練指導員 2人以上

機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練を行う。

(6) 調理員 1人以上

調理員は、献立に基づき、食事を調理し、配膳を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。(但し、12月30日から1月3日までを除く。)
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時30分から午後4時45分までとする。

(サービス提供の留意事項)

第6条 事業の留意事項は次のとおりとする。

- (1) 事業の提供に当たっては、次条第1項に規定する地域密着型通所介護計画又は第1号通所事業計画書(以下、「地域密着型通所介護計画等」という。)に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。
- (2) 従業者は、事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (3) 事業の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- (4) 事業の提供に当たっては、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。
特に、認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

(地域密着型通所介護計画等の作成)

第7条 管理者は、利用者の置かれている環境や心身の状況及び移行等を踏まえて、機能訓練等の目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画書等を作成するものとする。

- 2 管理者は、上記の地域密着型通所介護計画書等を作成した時は、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明するものとする。
- 3 地域密着型通所介護計画書等の作成にあたり既に居宅サービス計画書が作成されている場合には、その内容に沿って地域密着型通所介護計画書等を作成するものとする。
- 4 従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画書等に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況を説明し記録する。

(事業の内容)

第8条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 食事の提供
- (2) 入浴(一般浴、機械浴)
- (3) 日常生活動作の機能訓練
- (4) 健康状態チェック
- (5) 送迎

(利用料及びその他の費用の額)

第9条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労省大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、基準上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。

2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

(1) 次条に定める通常の事業の実施地域を超えて行う送迎に要する費用

通常の事業の実施地域を超えた地点から片道1キロにつき 片道 50円

(2) 食事代1食あたり(おやつ・デザート代含む) 620円

(3) おむつ代(介護度や使用する者により異なる) 実費

(4) その他利用者個人で利用・消費するものについて 実費

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、北本市の区域とする。

(衛生管理等)

第11条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

(1) サービスの利用に当たって主治の意思からの指示事項等がある場合には、申し出ること。

(2) サービスの利用に当たって、体調不良等によって事業の提供に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。

(緊急時等における対応方法)

第13条 事業の手教に当たる者は、サービス提供時に利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うと共に、速やかに主治の医師に連絡する等、適切な処置を行うこととする。

- 2 利用者に対する指定地域密着型通所介護〔指定予防通所事業〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置の状況について記録をするものとする。
- 4 利用者に対する指定地域密着型通所介護〔指定予防通所事業〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

- 第14条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年〇回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（苦情処理）

- 第15条 指定地域密着型通所介護〔指定予防通所事業〕の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定地域密着型通所介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 事業所は、提供した予防通所事業に関し、介護保険法第115条の45の7の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 4 事業所は、提供した指定地域密着型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（事故発生時の対応）

- 第16条 利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員とうに連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
 - 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（個人情報の保護）

- 第17条 利用者又はその家族の個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を

遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第18条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- （1）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- （2）虐待防止のための指針の整備
- （3）虐待を防止するための定期的な研修の実施
- （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（地域との連携など）

第19条 事業の運営に当たっては、地域住民、地域包括支援センター又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流を図るものとする。

- 2 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。
- 4 事業所は、指定地域密着型通所介護〔指定予防通所事業〕の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスを提供するよう努めるものとする。

（暴力団の排除）

第20条 事業所は、事業の実施に当たり、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び北本市暴力団員排除条例（平成24年北本市条例）に規定する暴力団員密接関係者を、その運営に関与させないものとする。

（業務継続計画の策定等）

第21条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護〔指

定予防通所事業]の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第22条 事業所は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

（1） 採用時研修 採用後1か月以内

（2） 継続研修 年1回

2 事業所は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

3 事業所は、指定地域密着型通所介護に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社寿エンタープライズと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。